介護サービス事業者に係る旭川市長の推薦事務取扱要領

(趣旨)

第１条　この要領は，北海道が実施する介護サービスに係る資格者研修（以下「研修」という。）において，旭川市長（以下「市長」という。）が推薦するものとされている研修受講者の推薦に係る確認内容について必要な事項を定めるものとする。

(推薦を行う研修の種類)

第２条　前条に定める市長が推薦を行う研修は，次の各号に定めるものとする。

（１）　主任介護支援専門員研修

（２）　主任介護支援専門員更新研修

（３）　認知症対応型サービス事業管理者研修（新規開設を予定する事業所に限る。）

（４）　小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（新規開設を予定する事業所に限る。）

（５）　認知症対応型サービス開設者研修（新規開設を予定する事業所に限る。）

(研修受講者の要件等確認等)

第３条　市長は，介護サービス事業者から前条各号に係る研修の受講に係る推薦依頼（以下「受講推薦依頼」という。）を受けたときは，次の各号に定める要件等を確認するものとする。

**（１）　主任介護支援専門員研修の受講予定者について確認する内容は，ア又はイの区分に応じ，それぞれ掲げるとおりとする。**

**ア　北海道で登録している介護支援専門員であって，常勤の介護支援専門員（専従・兼務を問わない。）として従事している者**

**（ア）その従事した期間が通算して５年（６０か月）以上である旨の申立てがあること。**

**（イ）地域の介護支援専門員に対する指導等の活動実績を有していること。**

**イ　北海道で登録している介護支援専門員であって，地域包括支援センターに配置されている保健師又は社会福祉士**

**（ア）地域の介護支援専門員に対する相談，支援等の業務に従事した期間と当該地域包括支援センター配置前に常勤の介護支援専門員（専従・兼務は問わない。）として従事した期間が通算して５年（６０か月）以上である旨の申立てがあること。**

**（イ）地域の介護支援専門員への指導支援等に関し，十分な知識及び能力を有していること。**

（２）　主任介護支援専門員更新研修の受講予定者について確認する内容は，次に掲げるとおりとする。

　　　ア　旭川市内での地域包括支援センターに従事又は従事を予定している者であって，主任介護支援専門員としての業務に十分な知識と経験を有していること。

（３）　新規開設を予定する認知症対応型サービス事業管理者研修の受講予定者について確認する内容は，次に掲げるとおりとする。

ア　認知症対応型共同生活介護，認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護の事業所の管理者として従事する予定の者であること。

イ　別表第１に掲げる研修を修了した旨の申立てがあること。

ウ　受講推薦依頼を行った者の開設申請内容等を精査の上，受講が適当と認められること。

（４） 新規開設を予定する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講予定者について確認する内容は，次に掲げるとおりとする。

ア　小規模多機能型居宅介護の事業所において，計画作成担当者として従事する予定の者であること。

イ　別表第２に掲げる研修を修了した旨の申立てがあること。

ウ　受講推薦依頼を行った者の開設申請内容等を精査の上，受講が適当と認められること。

（５） 新規開設を予定する認知症対応型サービス開設者研修の受講予定者について確認する内容は，次に掲げるとおりとする。

ア　事業所の代表者となる予定であること。

イ　受講推薦依頼を行った者の開設申請内容等を精査の上，受講が適当と認められること。

２　市長は，前項各号の規定する内容を確認した結果，研修の受講に係る推薦が適当であると認めたときは，第２条第１号及び第２号の受講予定者にあっては，当該事業所に対し市長の推薦を文書で交付し，また，第２条第３号から第５号までの受講予定者にあっては，北海道に対し，市長の推薦を文書で提出するものとする。

（実施上の留意点）

第４条　市長の推薦については，原則として北海道が実施する第２条各号に掲げる研修について行う。ただし，やむを得ない事情が認められるときは，研修を行う都府県と協議の上，市長推薦を行うことができることとする。また，他の都府県において介護支援専門員として登録する者についても同じとする。

附　則

この要領は，平成２４年９月２４日から施行する。

附　則

この要領は，平成２７年１２月２２日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年１２月２９日から施行する。

別表１　認知症対応型サービス事業管理者研修関係

|  |
| --- |
| 認知症介護実践研修  北海道痴呆介護実務者研修（平成１２年度実施）  北海道痴呆性老人処遇技術研修（昭和６０年から平成１１年度まで実施）  北海道痴呆性老人グループホーム職員処遇研修（平成１０年度及び平成１１年度実施）  北海道痴呆性老人グループホーム管理者研修A（平成１２年度実施）  北海道認知症（痴呆）介護実務者研修（平成１３年度から平成１７年度まで実施） |

別表２　小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修関係

|  |
| --- |
| 認知症対応型サービス事業管理者研修  認知症介護実践研修  北海道痴呆介護実務者研修（平成１２年度実施）  北海道痴呆性老人処遇技術研修（昭和６０年から平成１１年度まで実施）  北海道痴呆性老人グループホーム職員処遇研修（平成１０年度及び平成１１年度実施）  北海道痴呆性老人グループホーム管理者研修A（平成１２年度実施）  北海道認知症（痴呆）介護実務者研修（平成１３年度から平成１７年度まで実施） |